

産業廃棄物処理施設変更許可証

令和元年12月19日

住所 京都府八幡市上奈良日ノ尾1番地の7

氏名 株式会社大剛
代表取締役 安田 奉春

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

京都府山城北保健所長 大熊 誠太郎



許可の年月日	令和元年12月19日	許可番号	元山北保環第177号の11
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	施設の種類 廃プラスチック類、木くず及びがれき類の破碎施設 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第7号及び同条第8号の2に掲げる施設) 産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。)		
設置場所	京都府八幡市上奈良日ノ尾1番地の7ほか21筆		
処理能力	廃プラスチック類 51.12t/日(24時間) 木くず 80.40t/日(24時間) がれき類 154.80t/日(24時間)		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合には当所に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		